

アメリカ及び韓国における番号自体に係る規制・罰則について

1 アメリカ [社会保障番号 (SSN)]

(1) 規制

○社会保障法による SSN 利用の規制

- ・連邦政府機関の職員に対して、職務上受領した SSN の開示を禁止

○プライバシー法による政府機関の SSN 利用の規制

- ・連邦及び州政府・自治体が SSN 非開示を理由とするサービス・給付拒否を禁止
- ・連邦及び州政府・自治体に対し、利用者に行行政サービス等を提供する際、SSN 提示が義務か任意かを明確にするよう義務付け。

○2000 年社会保障番号機密法による SSN 利用の規制

- ・米国財務省 (The Secretary of the Treasury) が小切手等を郵送する際に、封筒の内にも外にも郵送相手の SSN を記載することを禁止

(2) 罰則

○社会保障法において SSN 利用に関する以下の行為に対する罰則

- ・不正な情報を基に取得した SSN を使用する行為
- ・不当な目的で虚偽の SSN を提示する行為
- ・社会保障カードの売買、偽造、変更を行う行為

○アイデンティティ窃盗及び不正利用防止法において SSN 等の不正取得をアイデンティティ窃盗と規定し、罰則を追加

2 韓国 [住民登録番号]

(1) 規制

○個人情報保護法 (平成 23 年 3 月 29 日制定) による住民登録番号利用の規制

- ・インターネットサイト事業者に対して、利用者が住民登録番号を使用せずに会員登録することができる方法を提供するよう義務付け。

(2) 罰則

○住民登録法において以下の行為に対する罰則

- ・虚偽の住民登録番号を生成するプログラムを他の人に伝達するか流布する行為 (3 年以下の懲役又は 1 千万ウォン以下の罰金)
- ・他人の住民登録番号を自己又は他人の財物や財産上の利益のために不正使用する行為 (3 年以下の懲役又は 1 千万ウォン以下の罰金)